

吉富町公共施設照明 LED 化及び吉富フォーユー会館大ホール非構造部材耐震化事業
(設計施工一括発注方式) 仕様書・要求水準書

※訂正箇所・・・朱書き

1. 目的

本事業の実施にあたり、設計・監理業務において設計図書の作成及び設計図書に準じた工事監理を実施するとともに、本事業に必要な設計、工事及び工事監理について要求水準を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

2. 契約期間

契約締結の日から令和 10 年 2 月 29 日まで。ただし、吉富小学校及び吉富中学校の LED 化については、交付金等の条件を踏まえ、令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了することを条件とする。

3. 事業概要

(1) 事業名

吉富町公共施設照明 LED 化及び吉富フォーユー会館大ホール非構造部材耐震化事業（設計施工一括発注方式）

(2) 事業内容

事業者は発注者と LED 照明に係る契約を締結し、LED 照明への交換工事（設計施工一括発注方式）を実施するものとする。あわせて、吉富フォーユー会館大ホールについては、LED 照明設備改修工事と一体的に、大ホール客席上部天井材等の非構造部材について特定天井改修工事（設計施工一括発注方式）を実施するものとする。特定天井改修工事（関連する LED 照明整備事業を含む）に係る経費は「吉富フォーユー会館大ホール非構造部材耐震改修事業」として別事業に位置付けられており、他の LED 照明整備事業分と区分して設計・積算・契約管理を行うこと。

(3) 対象施設

別表 1 「対象公共施設一覧表」のとおりとする。

(4) 対象設備

対象施設及び敷地内に設置されたベースライト、ダウンライト、スポットライト、ブラケット、高天井照明、誘導灯・非常灯、投光器等のうち、屋内照明器具（展示用照明を含む）を全て LED 化する。

なお、すでに LED 化済みの照明及び誘導灯・非常灯等も、本事業による更新の対象とする。更新にあたっては、将来にわたる安全性と省エネルギー性能の確保を目的として、器具交換によるものとし、既存器具を流用したランプ交換での LED 化は認めない。

吉富フォーユー会館は、建物外壁や軒下等に付帯して設置された屋外照明器具は更新の対象とするとともに、特定天井改修工事もあわせて対象とする。ただし、舞台専用の照明設備（調光卓に連動する舞台用スポットライト、ボーダーライト等含む）は本事業の更新対象外とする。

4. 事業内容

(1) 設計業務

- ① 各施設の利用状況を把握したうえで、「7. 要求水準(1)」に準じた器具を比較検討したうえで、適切な機器の導入を検討する。
- ② 各施設のCO2削減効果及び電気料金削減効果を「7. 要求水準(2)」に示す算出方法に準じて算出する。
- ③ 照明設備交換に伴う建築工事については、LED改修工事に係る事項、特定天井改修工事の設計を含めた「7. 要求水準(3)」に準じ設計を実施する。
- ④ 検討結果を踏まえ、設計図の作成及び、工事費・内訳書を設計図書としてとりまとめる。

また、吉富フォーユー会館大ホールの非構造部材耐震化に係る設計業務として、次の業務を行うこと。

- ・既存図面、断面図、平面図、仕上表、改修履歴等の確認
- ・現地調査による天井構造、吊り材、天井下地、照明設備、空調設備、音響設備、点検口、配線、壁際の納まり等の確認
- ・特定天井の5要件に対する該当性確認
- ・天井材、吊り材、斜め部材、接合部、支持構造部、クリアランス等の構造検討
- ・平成25年国土交通省告示第771号その他関係法令に基づく改修方針の検討
- ・LED照明設備改修工事との取り扱い検討
- ・大ホールの意匠性、音響、利用環境、安全性に配慮した改修計画の作成
- ・設計図、構造検討書、数量計算書、見積内訳書、施工計画書の作成

(2) 工事

- ① 設計業務結果に基づき工事を実施する。
- ② 吉富フォーユー会館のうち、大ホールは特定天井に該当するため「7. 要求水準(3)」に準じた工事を実施する。
- ③ 大ホールの特定天井改修工事は、LED照明設備改修工事と、施工時期、仮設、安全対策、照明器具の設置位置、配線、天井下地及び落下防止措置との取り合いを十分に調整した上で実施すること。LED照明設備改修工事と特定天井改修工事は、予算、財源、設計内訳、出来高、検査及び支払を区分して管理すること。

なお、吉富フォーユー会館大ホールの非構造部材耐震化工事は、平成25年国土交通省告示第771号その他関係法令に基づき、構造耐力上安全な構造方法により実施すること。

- ④ 工事にあたっては、次の事項に留意すること。
 - ・天井材、吊り材、斜め部材、接合部、支持構造部等の安全性を確保すること。
 - ・必要に応じて、吊り材、斜め部材、落下防止措置、壁際クリアランス等を設けること。
 - ・照明設備、空調設備、音響設備、防災設備その他天井に設置又は関連する設備との取り合いを調整すること。
 - ・大ホール客席上部の照明器具については、落下防止措置を含めて安全性を確保すること。
 - ・施工中の仮設足場、養生、落下物対策、粉じん対策、騒音対策、施設利用者及び作業員の安全確保を徹底すること。

- ・工事に伴い施設利用制限が生じる場合は、発注者及び施設管理者と協議し、利用者への影響を最小限とする工程計画を作成すること。

(3) 工事監理業務

実施設計業務の照査を行うとともに、要求水準を満たすよう工事監理を実施する。

(4) 施工スケジュールの優先順位

- ① 吉富小学校の LED 化については、本事業に係る交付金等の条件を踏まえ、令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了することを条件とする。受注者は、吉富小学校を他の対象施設に優先して設計、機器調達及び工事のスケジュールを設定し、年度内完了を前提とした工程計画を作成すること。繰越を前提とした工程提案は認めない。
- ② 吉富中学校の LED 化についても、吉富小学校と同様に、交付金等の条件を踏まえ、令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了することを条件とする。受注者は、中学校組合及び学校と協議の上、年度内完了を前提とした設計、機器調達及び工事のスケジュールを作成すること。繰越を前提とした工程提案は認めない。
- ③ 事業者は、企画提案書において、吉富小学校及び吉富中学校の年度内完了を実現するための具体的な工程上の工夫（設計・機器調達・施工の順序、複数施設の並行施工、学校休業期間・休日作業の活用等）を提案すること。ただし、児童生徒の安全確保及び学校運営への影響を考慮し、施工時期及び作業時間は学校及び発注者と協議の上で定めること。
- ④ 吉富小学校の施工にあたっては、授業、学校行事、児童の安全確保及び施設管理に十分配慮し、学校と協議の上、施工時期、作業時間、仮設、停電、安全対策、騒音及び粉じん対策を定めること。
- ⑤ 議会の議決、契約時期、照明器具の納期、学校運営、児童生徒の安全確保、停電作業その他受注者の責めに帰すことができない特別な理由により、吉富小学校又は吉富中学校の年度内完了が困難となるおそれが生じた場合は、受注者は、その理由、影響及び代替工程を整理し、速やかに発注者へ書面で報告すること。発注者は、財務支局その他関係機関の事前承認等、必要な手続を経た場合に限り、工期の取扱いについて協議することができる。なお、本条は繰越又は工期延長を前提とするものではない。

5. 打合せ協議

事業の円滑な進行を図るため、本町と受注者が協議し適宜開催するものとする。なお、打合せ後に受注者において記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

6. 配置技術者

本事業に従事する者は、以下の条件を満たすものを配置するものとする。なお、LED 照明設備改修工事と吉富フォーユー会館大ホール特定天井・非構造部材耐震化工事は工種及び必要な専門性が異なるため、それぞれの業務内容に応じた技術者を配置すること。

(1) 設計業務及び工事監理業務

1) 管理技術者

- ・ 必要な資格：一級建築士。なお、特定天井又は非構造部材耐震化に係る構造検討を行

う場合は、必要に応じて構造設計一級建築士又は構造設計に関する十分な実績を有する技術者を関与させること。

- ・ 国又は地方公共団体が発注し、本業務の公告の日から過去5年間に於いて完了した、同種又は類似業務（公共施設の建築設計・工事監理業務又は建築物耐震改修設計業務）の履行実績を有すること。

2) 電気設備担当技術者

- ・ 必要な資格：建築設備士、一級電気工事施工管理技士、技術士（電気電子部門）のいずれかを有する者。
- ・ 業務内容：LED照明設備の設計、照度計算、器具選定、電気設備との取り合い、既存配線・分電盤・制御方式等の確認を担当する。
- ・ 国又は地方公共団体が発注し、本業務の公告の日から過去5年間に於いて完了した、同種又は類似業務の履行実績を有すること。

3) 特定天井・建築担当技術者

- ・ 必要な資格：一級建築士、一級建築施工管理技士、技術士（建設部門）のいずれかを有する者。
- ・ 業務内容：吉富フォーユー会館大ホールの特定期間該当性確認、天井面構成部材等の単位面積質量算定、吊り材・斜め部材・支持構造部・接合部・クリアランス・落下防止措置及びLED照明設備との取り合いを担当する。
- ・ 特定天井改修工事、非構造部材耐震化工事又は公共建築物の天井改修工事に関する実績を有することが望ましい。

(2) 工事

1) 監理技術者

- ・ 建設業法に規定される監理技術者証を有すること。
- ・ 施工経験年数を10年以上有すること。
- ・ 国又は地方公共団体が発注し、本業務の公告の日から過去5年間に於いて完了した、類似事業の履行実績を有すること。

2) 担当技術者

- ・ 施工経験年数を5年以上有すること。

(3) 実施体制表の記載区分

- ① LED照明設備改修（電気工事）を担当する電気設備担当者と、吉富フォーユー会館大ホール特定天井改修工事（建築工事）を担当する建築担当者は、業務の実施に応じ、必要な建設業の許可業種に係る資格を有する者をそれぞれ配置し、「事業実施体制表（様式6）又は共同事業体構成表（様式7）」において区分して記載すること。
- ② 特定天井改修工事又はこれに類する非構造部材耐震改修工事の履行実績については、参加資格としては求めないものとし、「評価基準」における評価項目として取り扱う。ただし、安全性確保のため発注者が特に必要と認める場合は、当該工事を担当する構成員又は協力事業者に必要な実績を求めることができる。

7. 要求水準

(1) 照明仕様

1) 一般事項

- ① 使用する LED 照明は、日本国内に法人格及びサポート拠点を有する企業の製品とし、公共施設又は民間施設において 10 年以上の販売実績があること。製品は、品質マネジメントシステム ISO9001、環境マネジメントシステム ISO14001 を取得した工場（国内外を問わない）で製造されたものであること。

ただし、意匠や機能等の観点から該当する器具がない場合には事業者決定後に町と協議の上、例外を認める場合がある。

- ② 各施設・各室における照明設備の整備にあたっては、JIS Z 9110（照明基準総則）その他関係基準を踏まえ、用途に応じた適切な明るさ、均斉度及びまぶしさ対策に配慮した器具の選定及び配置を行うこと。

特に、吉富小学校の普通教室、特別教室等については、児童の学習環境に配慮し、机上面の明るさ、黒板の視認性及び照度の均斉度が確保されるよう計画すること。また、事務室、監視室その他パソコン作業を行う室については、VDT 作業に支障をきたさないよう、グレアの抑制に配慮すること。

照度計算書については、全ての室について提出を求めるものではなく、施設用途、室用途、器具配置、天井高さ、室形状等を踏まえ、町が指定又は承認する代表室について作成し、設計段階で町に提出すること。代表室以外の室についても、代表室の計算結果、使用器具、配置条件等を踏まえ、同等以上の明るさ及び光環境が確保されるよう計画すること。

なお、施工完了後の検査において、町は必要に応じて代表室又は任意の室において照度測定を行い、明るさの確保状況を確認するものとする。測定の結果、要求水準を満たさないと町が判断した場合は、事業者の負担により、器具の追加、配置の見直し、照射方向の調整その他必要な措置を講じること。

- ③ 施設に対する器具の供給の安定性を確保するため、公共建築協会の定める電気設備機材等評価名簿（LED 照明器具「一般屋内用に限る」）において評価対象となる製造所を有すること。
- ④ ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品、新古品、レンタル品等については認めないものとする。
- ⑤ 提案時点で製品化されており、かつ製造・販売が継続中であること。
- ⑥ 導入する LED 照明は、保守管理を容易にするため、原則として同一メーカーで製造・品質保証を行うこと。
- ⑦ LED 照明器具の保証期間は原則として 3 年以上とし、保証期間内に不具合等が発生したときは、速やかに原因の調査、代替品との無償交換又は無償修理等を行うこと。
- ⑧ LED チップまたは LED パッケージが他者の知的財産権を侵害していないこと。
- ⑨ 製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。
- ⑩ LED 照明及び LED ランプの取り付けに関し、諸法令を遵守し円滑な進捗を図ること。また、諸法令の適用及び運用は受注者の責任で行うこと。
- ⑪ 町の要望に応じ、点灯パターン（照明制御）の変更に対応可能であること。

- ⑫ アスベストの発生が予見される場合にはその対策を対策費用として見込むこと。
- ⑬ 原則として照明器具は、LED 化済みの照明も含めて全て本事業の更新対象とする。なお、取り外した照明器具等で再利用が可能なものは町へ引き渡しを求めることがある。
- ⑭ 各施設の都合で施工できない期間もあるため、詳細な施工日程については各施設と協議すること。
- ⑮ 多くの人の目に触れるエリアに設置する照明器具は、意匠性に配慮したデザイン性の高い機器を選定・採用すること。
- ⑯ 吉富フォーユー会館のうち、特に町民の利用頻度が高い「ホワイエ」「町民ホール」に設置する照明器具については、機能性、省エネルギー性能及び維持管理性に加え、施設の雰囲気、利用者の快適性、まぶしさの抑制、演色性、色温度及び既存内装との調和に配慮した意匠性の高いデザインを提案すること。これらの箇所に設置を予定する照明器具については、メーカー名、品番、仕様、寸法、光束、消費電力、色温度、演色性、配光、調光対応の有無及び保証内容が確認できるカタログ又は仕様書を企画提案書に添付すること。なお、大ホール客席上部の照明については、特定天井改修工事との取り合い、落下防止措置、施工時期、仮設及び安全対策を含めて提案すること。

2) 適用基準及び規格

- ① 電気用品安全法
- ② 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ③ JIS C 8105-1:2013 照明器具-第1部：安全性要求事項通則
- ④ JIS C 8105-3:2011 照明器具-第3部：性能要求事項通則
- ⑤ JIS C 8153:2009 LED モジュール用制御装置－性能要求事項
- ⑥ JIS C 8155:2010 一般照明用 LED モジュール－性能要求事項
- ⑦ JIL 5006:2010 白色 LED 照明器具性能要求事項

3) 製品仕様

- ① 定格電力：100～242V
- ② 設計寿命：40,000 時間以上（光束維持率 85%）
- ③ 演色性：Ra83 以上（※一般型）
- ④ 器具タイプや出力、プル SW 付等は既設器具を考慮し、同等以上とすること。
- ⑤ 天井改修を伴う器具の再配置は行わない。器具寸法は既設サイズを考慮すること。
- ⑥ 埋込型スクエア型器具は LED ユニット※が交換可能なタイプとする
※LED ユニットは光束、色温度、調光、グレア対策の選択肢として保有するもの
- ⑦ 設置後の明るさ変更・機能追加を容易にするため、原則として電源ユニットは光源部に内蔵とする。
- ⑧ 高天井用器具は原則として LED 内蔵・電源ユニット内蔵とすること。
- ⑨ 高天井用器具は万が一取り付け部分が緩んだ場合にも、落下することがないように落下防止構造を有すること。
- ⑩ 高天井用器具は必要に応じて下面ガード、側面ガード、拡散パネルが後付け、取り外し可能な構造とする。
- ⑪ 下面カバー（パネル）は飛散しにくい構造・材質とすること。

(2) CO₂削減効果及び電気料金削減効果の試算手法

本事業の環境負荷低減効果及び経済的効果の算出については、次に掲げる算出根拠及び諸条件に基づき、全対象施設を包括して実施するものとする。

1) 消費電力削減量の算出根拠

- ① 事業者は、各施設の設置状況を精査した上で、既存照明器具と本事業において選定した LED 照明器具との消費電力 (W) の差분을算出の根拠とする。
- ② 各施設の年間点灯時間の算定にあたっては、一般社団法人日本照明工業会「照明器具のエネルギー消費効率等に関する算出ガイド (A139 : 2024)」の使用場所「体育館・会議室」に定められた「1,500 時間/年 (1 日あたりの点灯時間 5 時間)」を共通の算定条件として、一律に適用するものとする。
- ③ ①により算出した消費電力の差分に、②に定める年間点灯時間を乗じて得た数値を年間消費電力削減量 (kWh) とする。

2) CO₂削減量の算出根拠

前項 1) により算出された年間消費電力削減量に対し、九州電力エナジーパートナー株式会社が公表する排出係数「0.000449 t-CO₂/kWh」を乗じて得た数値を CO₂ 削減量 (t-CO₂) とする。

3) 電気料金削減効果の算出根拠

- ① 電気料金の削減効果を算出するにあたっては、基本料金等の変動要素を除外した一律の比較基準として、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会が定める電力料金目安単価「31 円/kWh」を適用して計算するものとする。
- ② (1) により算出された年間の消費電力削減量に対し、上記①の電力料金目安単価を乗じて得た数値を年間電気料金削減額 (円/年) とする。

(3) 特定天井改修工事

1) 改修の目的

- ① 建築基準法施行令改正 (平成 26 年 4 月施行) に対応した特定天井の脱落防止措置。
- ② 利用者の安全確保と施設機能の維持
- ③ 長期的な維持管理コストの削減

2) 基本的な考え方

- ① 既存建築物の構造特性を活かした合理的な改修計画
- ② 施設運営への影響を最小限に抑えた工事実施
- ③ 将来のメンテナンス性を考慮した仕様選定

3) 対象範囲

- ① 天井面積 : 200 m²を超える
- ② 天井高さ : 6m をを超える
- ③ 天井面構成部材等の単位面積質量 (天井重量) : 2kg/m²を超える

4) 構造性能

- ① 建築基準法施行令第 39 条第 3 項の技術的基準への適合
- ② 平成 25 年国土交通省告示第 771 号への準拠
- ③ 構造計算による安全性の確認

5) 設計荷重

- ① 天井面に作用する設計用地震力：建物用地震力の 1.5 倍以上
- ② 垂直震度：0.3G 以上
- ③ 積載荷重：保守用荷重を考慮
- 6) 音響性能
 - ① 既存音響性能の維持を基本とし、改修後も改修前と同等以上の音響性能を確保すること。
- 7) 意匠
 - ① 既存意匠との調和
 - ② 見切り部分の美観確保
 - ③ 照明器具との一体的計画
- 8) 設備との調和
 - ① 空調設備との干渉回避
 - ② 照明設備の適切な取付方法
 - ③ 音響設備配線の考慮
- 9) 施工精度

項 目	許容範囲	計測方法
インサート位置精度	±5 mm	実測
ハンガーボルト垂直度	1/200 以内	下げ振り測定
野縁受け水平度	±3 mm/3m	レベル測定
天井面平坦度	±2 mm/2m	直尺測定

- 10) アスベスト対策
 - ① 照明機器更新時に、アスベスト（石綿）含有の可能性がある部材に対し対策を講じること。
 - ② 改修時に天井材、壁材などを加工する際には、試料採取（サンプリング）を実施し、アスベスト（石綿）が含有しているかを確認すること。
 - ③ アスベスト（石綿）の含有が確認された場合には、含有部材に応じた適切な処理を実施し、飛散防止処置を実施すること。

8. 物件の引渡し

- (1) 受注者は、物件を指定された場所に納入し、設置を行ったときは、直ちに完了届をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、物件を期間の開始日から発注者の使用に供しなければならない。
- (3) 発注者は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。
- (4) 発注者は、後条に記載の検査において物件に、あらかじめ発注者及び受注者間で確認した仕様（物件が社会通念上有するべき性能を有していることも含む。）との不整合（以下「契約不適合」という。）があった場合、直ちに書面にて受注者に通知し、受注者は解決を図るものとする。
- (5) 発注者が受注者に対し検査に合格した旨を通知した場合、物件は、正常な性能を備えた状態で契約不適合がない状態で引渡し完了したものとする。なお、引渡し完了後の物件に、引渡し時の発注者による適切な検査では発見されなかった契約不適合が発見さ

れた場合は、引渡しの日から1年間、受注者はその補償及び交換にあたるものとする。

9. 提出書類

受注者は、以下の書類を作成し、発注者に納品すること。

項目	内容	形式	数量
設計図書	・ 図面（設計図） ・ 内訳書 ・ その他必要とする書類	紙媒体 (A4 縦長ファ イル綴じ)	2 部
完成図書	・ 図面（竣工図） ・ 照明設備一覧（仕様書など）	紙媒体 (A4 縦長ファ イル綴じ)	各施設 1 部
上記の 電子媒体	・ 上記の電子データが保存されたもの (PDF、EXCEL 等の形式またはその他電子媒体)	CD-R 等	2 部

受注者は、次の資料を作成し、発注者に提出すること。

- ① 特定天井該当性確認書
- ② 既存図面と現地状況の照合記録
- ③ 天井材、下地材、吊り材、照明設備等の構成部材一覧
- ④ 必要に応じたメーカー資料、材料単位質量資料、写真記録
- ⑤ 特定天井に該当する場合の構造検討書
- ⑥ 特定天井に該当しないと判断する場合の根拠資料

(参考) 平成 25 年国土交通省告示第 771 号への適合

受注者は、吉富フォーユー会館大ホールの天井が特定天井に該当する場合、平成 25 年国土交通省告示第 771 号に基づき、構造耐力上安全な構造方法を検討し、必要な設計及び施工を行うこと。検討にあたっては、少なくとも次の事項を確認すること。

- ① 天井面構成部材等の単位面積質量
- ② 吊り長さ
- ③ 吊り材の配置、材質、接合方法
- ④ 斜め部材の配置、組数、材質、接合方法
- ⑤ 天井面構成部材と壁、柱その他建築物の部分とのクリアランス（6 cm以上の隙間の確保）
- ⑥ 天井面の段差その他地震時に有害な応力集中が生じるおそれのある部分の検討
- ⑦ 支持構造部の剛性及び強度
- ⑧ 照明設備その他天井面構成部材に取り付く設備の重量及び落下防止措置
- ⑨ 既存天井、既存下地、既存設備との取り合い
- ⑩ 施工時及び完成後の維持管理性

(参考) 変更協議

受注者は、実施設計又は現地調査の結果、既存図面と現地状況に相違がある場合、又は天井面構成部材等の単位面積質量、吊り材、下地材、照明設備、空調設備、音響設備その他天井に係る設備の状況により、当初提案内容から変更が必要となる場合は、速やかに発注者へ書面

で報告し、協議すること。

ただし、特定天井への該当性確認、単位面積質量の算定、既存天井の調査、平成 25 年国土交通省告示第 771 号への適合検討及び要求水準を満たすため通常必要となる設計・施工については、原則として受注者の責任において実施するものとし、単に受注者の調査不足又は積算不足を理由とする増額変更は認めない。

変更協議を行う場合は、変更理由、変更内容、変更数量、変更図面、単価根拠、見積内訳、工程への影響、予算区分への影響を明示すること。

10. 検査

- (1) 発注者は、受注者から完了届の提出を受理した日から起算して 5 営業日以内に受注者へ検査の結果を通知するものとし、当該期間内に何らの通知をもしなかった場合には、当該期間満了日をもって、物件が契約不適合のない状態で引渡し完了したものとする。
- (2) 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- (3) 受注者は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- (4) 発注者は、必要があるときは、検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

11. 使用開始日の延期等

- (1) 受注者は、使用開始日までに物件を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届け出なければならない。
- (2) 昨今の状況を踏まえ、受注者の責に帰すことができない事由による資機材等の価格高騰や納期の大幅な遅延といった供給状況の変化が生じた場合については、発注者と協議の上、都度対応を決定する。この場合において、発注者は、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延期を認めることができる。

12. 留意点

- (1) 本要求水準書に記載のない事項及び本業務について疑義が生じた場合は、その都度速やかに本町と協議を行い、その指示に従うこと。

別表1 対象公共施設一覧表

No.	施設名称		所在地	更新 台数	竣工年
1	吉富フォーユー会館		吉富町大字広津 413 番地 1	783	平成 4 年
2	吉富小学校	校舎 1	吉富町大字広津 665 番地 1	729	昭和 43 年
		校舎 2			昭和 58 年
		校舎 3			昭和 60 年
		体育館			昭和 62 年
3	吉富中学校	教室棟	吉富町大字直江 612 番地	871	昭和 49 年
		武道館			昭和 63 年
		体育館			昭和 57 年
		プール			昭和 63 年
		技術室			昭和 49 年
		卓球場			昭和 53 年
4	吉富町体育館		吉富町大字広津 413 番地 1	70	昭和 45 年
5	吉富町武道館		吉富町大字広津 358 番地 5	51	昭和 57 年
6	吉富漁港総合グラウンド		吉富町大字小祝 1096 番地 1 地内	116	平成 15 年
7	幸子浄水場		吉富町大字幸子 60 番地 2	29	平成 6 年
8	吉富町第三配水池		吉富町大字広津 607 番地	14	平成 30 年
9	吉富クリーンセンター		吉富町大字小祝 1096 番地 3	119	平成 15 年
10	吉富汚水中継ポンプ場		吉富町大字小犬丸 653 番地 1	38	平成 15 年